

東京都サービス付き高齢者向け住宅の補助に際し日野市が事業者を求める基準

(目的)

第1条 この基準は、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱(平成 27 年4月9 日 26 都市住民第 1714 号局長決定)第5第1項第1号アに規定する市の基準について定めることを目的とする。

(基準)

第 2 条 市基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 原則として、日野市民の入居を優先すること。ただし、住宅の入居可能日から起算して1月以上空き室となっている場合はこの限りではないが、当該期間以降も入居者の決定に当たっては常に日野市民を優先すること。
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条に規定する住所地特例が適用されるサービス付き高齢者向け住宅であること。
- (3) 整備計画が、市内の各日常生活圏域における高齢者人口の分布に偏在を生じさせ、日野市高齢者福祉総合計画の達成に支障を生じさせる規模ではないこと。
- (4) 高齢者住宅及び共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備すること。また、高齢者の日常生活に配慮し、平坦な地形、災害時の救助等に配慮した立地条件であること。
- (5) 併設又は近接して医療・介護を連携する地域密着型サービス事業所等の事業者が新たに地域密着型サービスを提供する場合、必ず市の関係所管と事前協議を行うこと。
- (6) 日野市まちづくり条例(平成 18 年条例第 7 号)を遵守して、開発事業の手続きに基づき近隣説明を行うこと。
- (7) 地域の各種会議に参加し、個別ケースや地域課題等について、市、地域包括支援センター、関係機関と協力し、状況改善に努めること。
- (8) 市から求めがあったときには、入居者の状況等を市に報告すること。
- (9) 市が必要に応じて行う調査等について、協力すること。
- (10) 地域における医療・介護サービスに係る需要の把握に努め、連携(併設又は近接)する医療・介護サービス事業者が提供する医療・介護サービスについては、入居者に限定せず、市内の高齢者を広く対象とすること
- (11) 入居者が、連携(併設又は近接)する医療・介護サービス事業者以外の医療・介護サービスを自由に選択することを妨げないこととし、入居者に提供される医療・介護サービスが入居者の状態や意向を反映したものとなるよう配慮すること。
- (12) 住宅の管理・運営において、人員を雇用する場合は市民を優先的に採用すること。
- (13) 災害時(地震、風水害等)の避難確保計画の作成等自主的な災害対策を講じたうえ、市との防災に関する協議に応じること。
- (14) 建築基準法や消防法等、法令上でスプリンクラーの設置義務が無い場合や免除される場合であっても、高齢及び要介護者の入居者の安全に十分な配慮をするため、出来る限り、各居室等へスプリンクラーを設置するよう努めること。

- (15) 住宅の建設に当たり、工事請負事業者については、市内に本店を有する事業者に依頼するよう努めること。また、市の区域外の事業者に依頼する場合、下請け事業者について、市内事業者の積極的な活用を図ること。
- (16) 住宅および付帯設備の維持管理において、業務委託契約または工事請負契約を締結する場合は、市内に所在する事業者を優先的に採用するよう努めること。
- (17) 建築基準法その他の法令及び日野市まちづくり条例その他の規程を遵守すること。

(委任)

第3条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付則

この基準は、平成27年5月22日から施行する。

付則

この基準は、平成28年8月15日から施行する。

付則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。